

令和6年度広報・マーケティング人材育成研修事業委託業務（デジタルマーケティング研修）
企画提案競技募集要項

1. 競技に付する事項

(1) 業務名

令和6年度広報・マーケティング人材育成研修事業委託業務（デジタルマーケティング研修）

(2) 目的

県職員を対象として、動画制作やSNSの効果的な発信方法といった広報・情報発信の基本的な知識素養に加え、デジタルマーケティングによる事業企画や実施等に必要な基礎知識や最新の動向を身につけるため、当該研修を実施する事業者を企画提案公募方式により募集するものである。

(3) 業務内容

令和6年度広報・マーケティング人材育成研修事業委託業務（デジタルマーケティング研修）
仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(5) 限度額

1件あたり2,518,500円（消費税額及び地方消費税額を含む）

2. 参加資格

提案競技に参加可能な者は、以下の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、または、同等の資質を有する者。
- (3) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (4) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること（インターネット接続環境があることを前提とする。）。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (6) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関

係を有している者

- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3. 提案審査への応募

(1) 募集期間

令和6年4月23日から5月10日16時まで

(2) 提案方法

以下①の提出物について、5月20日16時までにEメールにより以下のメールアドレスあて提出すること。なお、必ず電話にて着信を確認すること。

その後、残りの②～⑤の提出物（いずれも提出必須）について、5月20日16時（必着）までに持参または郵送で4部、電子ファイルも1部提出すること。

なお、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、⑥～⑪に定める入札参加資格申請時の必要書類を併せて提出すること。

(提出物)

- ① 企画提案競技参加申込書（様式1） Word ファイル又はPDF ファイル
- ② 企画提案書（様式2） Word ファイル又はPDF ファイル
- ③ 見積書（様式自由） PDF ファイル
- ④ 誓約書（様式3） Word ファイル又はPDF ファイル
- ⑤ 企画内容プレゼン書類（様式任意、A4 サイズ） PPT ファイル又はPDF ファイル
- ⑥ 営業概要書、貸借対照表、損益計算書
- ⑦ 取扱商品等調書
- ⑧ 納税証明書（県税）
- ⑨ 納税証明書（地方消費税）
- ⑩ 登記簿謄本
- ⑪ 定款（写し）

(提出先等)

〒870-8501

大分県大分市大手町3-1-1

大分県企画振興部広報広聴課

E-mail: a10400@pref.oita.lg.jp

電話: 097-506-2098

(3) その他

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式4）」を提出すること。

見積もりにおいて、消費税については、小数点以下切り捨てとすること。

4. 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、3（2）に記載したメールアドレスあてに、「質問票（様式5）」にて、令和6年5月14日正午までに照会すること。なお、必ず電話にて着信を確認すること。質問に対する回答は、随時、県庁ホームページにて公表する。

5. 審査について

(1) 審査について

企画提案書類の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案1件を選定する。
なお、審査委員会は令和6年5月30日（木）にオンラインで行う。

(2) 審査委員会は、オンラインで行う。

① 日時

令和6年5月30日（木）13：30から

② 時間配分

プレゼンテーション15分以内、委員から質疑15分程度を予定

③ オンラインの方法について

ZOOMのオンライン会議サービスを使用して実施する。大分県が主催者として開催するので、対応可能なWeb会議環境を準備すること。

(3) その他注意事項

① 補完資料について

説明にあたっての補完的な資料の提出は認めない。ただし、プレゼンテーションにおいて、その内容を画面共有するものはこの限りではない。

② 質疑応答時の注意事項

委員の質疑には要領よく明確に答え、委員への質問は避けること。

(4) 審査基準

審査基準		審査内容	配点
1	事業提案内容の評価	・ 事業目的と、期待される効果を理解し、かつ実現可能な提案内容となっているか。 ・ 要点をおさえた上で、魅力的で創意工夫のなされた提案がされているか。	20
2	提案者の実力・実績の評価	・ 提案者、本業務に携わる人員、講師の業務実績等から、本業務を高い品質で実行できるための広報、デジタルマーケティングについての知見や実力・経験を有していることが期待できるか。	20
3	本事業実施体制の評価	・ 業務実施体制について現実的かつ明確な提案があり、事業を円滑に進める上で必要な技術や経験等を持つ人材を確保し、体制を構築できているか。	10
計			50

(5) 審査結果について

審査結果は、令和6年6月3日（月）を目処に審査委員会に係る全ての企画提案者に対してメールにより通知する。

6. その他

- (1) 委託先に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。
- (2) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- (3) 参加団体による企画提案書の作成、提出等に要する経費は負担しない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。
- (5) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (6) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (7) 本事業に関連して、国や県、市町村の補助事業や委託事業の採択等を受けている（受ける予定）である場合、必ず事前に申し出ること。（申請中のものも含む。）
- (8) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

7. 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県企画振興部広報広聴課

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 県庁本館3階

E-mail : a10400@pref.oita.lg.jp

電話 : 097-506-2098